

## 戦国期湖東地域における「升」承認過程

### ——弘治元年十一月九日永源寺某・含空院某連署掟書土代の紹介

岡村 隆洋

#### はじめに

中世後期において、瑞石山永源寺が所在する近江国湖東地域に対し、織山に所在する観音寺城を拠点とした六角氏がいかほどの影響力を有していたか、とする問題意識は、勝俣鎮夫氏<sup>①</sup>による「六角氏式目」における「所務立法」の発見、あるいは宮島敬一氏<sup>②</sup>による「地域的一揆体制」の提起を通じた、地域社会の視点による検討を出発点とした。

こうした六角氏研究への視角は、近年においては村井祐樹氏<sup>③</sup>による六角氏関連史料の徹底的な蒐集とその検討、また新谷和之氏<sup>④</sup>による「同心円構造」に基づく領国理解の提出などを通じて実証面において特に深化してきたものと看取される。

しかし、こうした六角氏研究の深化は、戦国大名権力と室町幕府権力、あるいはその家中に属する国人、寺社の諸関係の分析として展開を見せる戦国期畿内・近国史研究のうちの一動向として評価できるものであるものの、かえって村落それ自体との関係に立脚した検討<sup>⑤</sup>は立ち遅れた様相を呈している。特に、豊富な研究蓄積を有する近江国湖東地域の荘園・村落研究と六角氏研究とを接続する観点が十分に提示されていない現在の研究状況は大きな課題を内包していることが指摘

できよう。本稿においては、こうした研究状況を踏まえ、永源寺文書の再整理に携わる中で見出された弘治元(二五五)年十一月九日付の永源寺某・含空院某連署掟書土代に着目することで、中世後期の永源寺領における寺家・武家権力と村落との関わり合いの一樣相を描出し、その歴史的意義を検討することを目的としたい。

#### 一 史料の性質と積文

本史料は、小特集「六角氏式目と永源寺文書の研究(一)」において目録掲載が行われた、長櫃中世文書のうち、四六号として収録された史料にあたるものである。史料は縦紙形式をとり、法量は縦に二十六・二センチメートル、横に三七・九センチメートルである。史料にみえる年紀は弘治元年十一月九日であるものの、史料中に挿入符・書き込みが認められることから土代であると考えられる。史料は全体的に破損が多く認められ、特に史料冒頭・終盤にかけては不読部が生じている。本史料に対する積文は平成十(一九九八)年の『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』<sup>⑥</sup>によってすでに提示され、また藤田励夫氏によつてその史料内容に関しても一部言及されているが、本稿においては史料原本を確認の上、翻刻修正を行った。作成した積文は、左のよ

うになる。

〔釈文〕（改行は原史料による）

〔端裏書〕

〔永源寺〕

〔含方〕  
□空院・永安・曹源・大義院

五ヶ寺領山上郷升之儀、依レ破令「失却」

出入在レ之由、百姓衆雖違乱

〔以カ〕

□御異見相澄候義、寺家〇祝着申候得者、

古越中守幸実〇加判候含空院古

升、往古以来不ニ相違ニ候条、則為レ本

刺改候、為ニ後代「往古升含空院」

重書箱ニ入置候、今度刺改候

内一ヶ〇其方ニ被ニ留置ニ候間、箱

時者、以ニ双方ニ升為レ本可刺

如レ件、

弘治元年乙卯

十一月九日

小倉又次殿 参

含空院

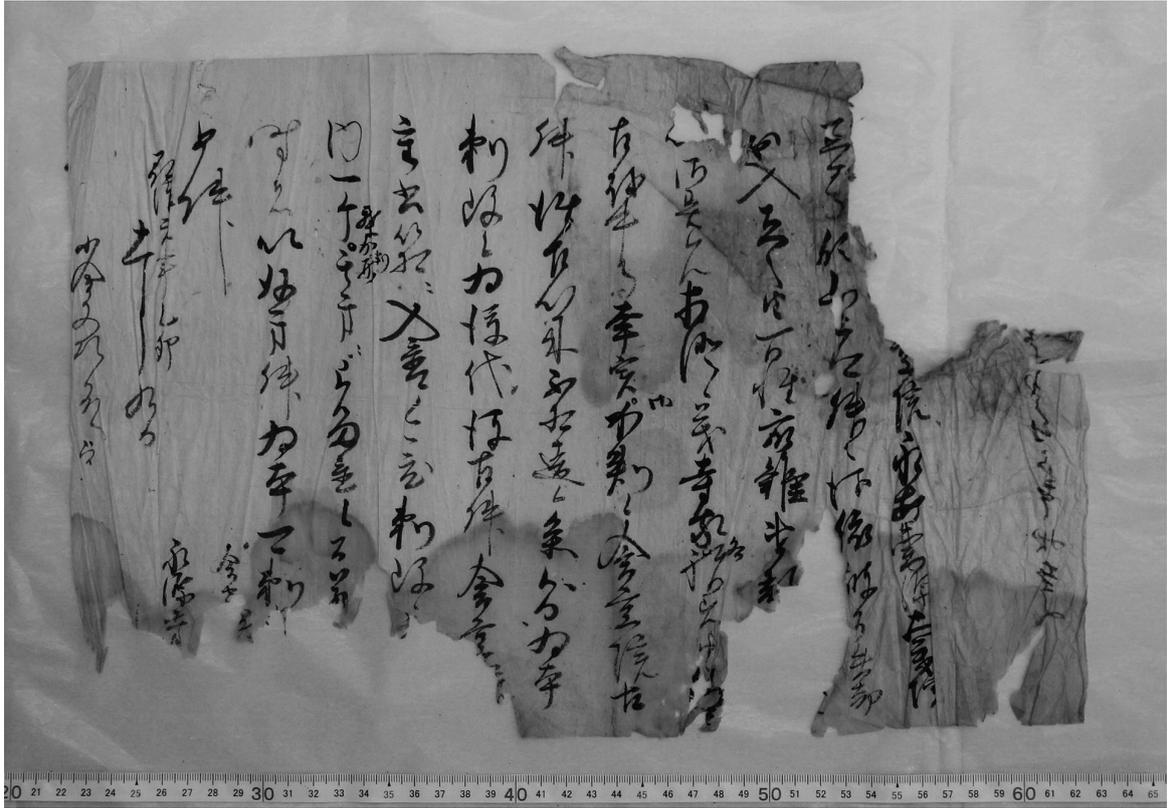
永源寺

まずは、史料の内容について確認しておきたい。書き出し部より破損が大きく、内容検討が不可能であることが痛恨の極みであるが、ひとまず、史料における問題の所在は含空院・永安寺・曹源寺・大義院に永源寺を加えた「五ヶ寺」の寺領であった山上郷において年貢収納等に利用される升が「破（＝破損）」によって「失却」し、使用不能

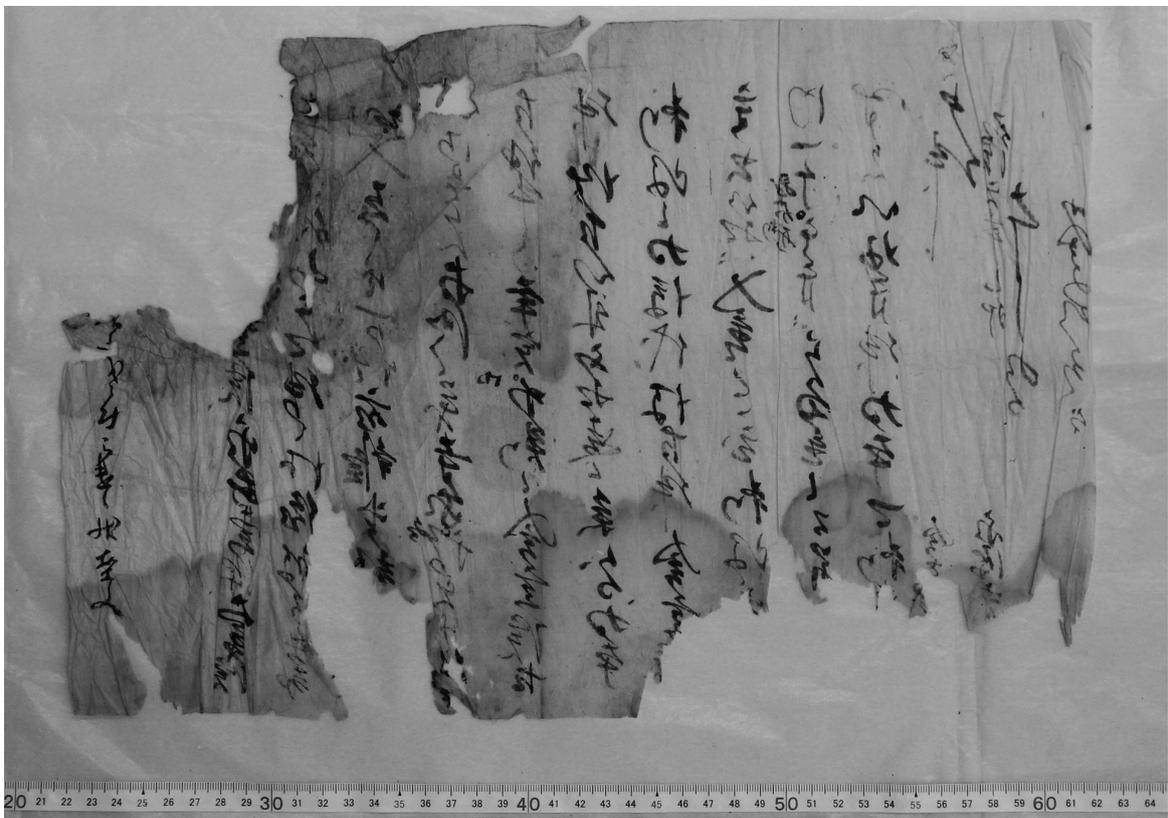
に陥った点にあったことが理解できよう。

この升の喪失という事態を受けて「出入（＝相論）」が発生し、山上郷の百姓らが永源寺をはじめとする領主に対して違乱を申し立てた。これに対し宛所となる小倉又次は相論を仲裁する立場に立って「御異見」を「相澄」（＝決着）し、永源寺等の「寺家」はこれを「祝着」として喜んで受け入れている。

こうして、永源寺・山上郷両者の間に立って相論裁定を行わんとした小倉氏の「御異見」に対し、先例として言及されるのが、「越中守幸実」によって「加判」された升であった。含空院では、今回の升更新が往古以来利用されてきた升を「本」としていることを証明する意味で、この升を「重書箱」に納め、さらに今回更新した升に対しては、永源寺某・含空院某が加判したうえで、寺家側に保管するほか小倉方に対しても「留置」くことを定めている。これら升に関しては、重書箱への収納以前に改めて、その容積等を「本」として確認するよう定めており、山上郷における升更新の手続きは以上の過程をもって進められたことが読み取れる。



永源寺某・含空院某連署掟書土代（表面）



永源寺某・含空院某連署掟書土代（裏面）

## 二 山上郷における「升」の性格

相論の舞台となった近江国神崎郡山上郷は、現在の滋賀県東近江市東部のうち、愛知川両岸をおよその範囲とし、天正十二（一五八四）年の杉原家次知行目録<sup>7</sup>においては、中井村・中村・うちや村・あい谷・まいの村・わなみ村・山田・高木などが「山上庄」内の地名として挙げられている。その支配関係については、撰関家領柿御園のうちの一郷として伝来され、中世後期においては近衛家の家領荘園としての性格を有した。

公家領荘園としての土地所有関係に加え、応永年間には近衛家より永源寺に対し、柿御園のうち熊原村が寄進される。ここで成立したとみられる永源寺領は、のち文明年間における六角高頼の永源寺再興運動、以後の六角氏の勢力拡大を通じて拡大の途を辿ったのであろう。また、今回の「升」相論以前に、山上郷を巡る相論として展開したことが知られるのが、永徳二（一三八二）年に柿御園山上郷と神崎郡市原村の間で発生した用水相論<sup>8</sup>である。この相論においては、柿御園（近衛家+延暦寺）と市原庄（六角氏+金剛寺）が堀越用水を巡って対立し、その対立は、近世に至るまで継続した。

こうした経緯を踏まえ、改めて「升」相論が発生した弘治年間の山上郷について検討しておく、本相論における「升」決定の意義についても、山上郷における永源寺の影響力拡大を示す性格が窺える。すなわち、柿御園山上郷において「失却」した升は、本来であれば近衛家やその荘官の差配によって新調され、管理されるべきところ、本相論においては、永源寺・含空院が升を新調し、また寺家側と小倉のもとへ基準升が保管される。さらに基準升に対しては、永源寺・含空院による判形が加えられ、いわゆる「判升」の様相を呈することとなる

のである。

こうして、弘治元年における升更新は山上郷における百姓からの反発を受けつつも、小倉氏と永源寺・含空院の関与を経て承認され、近衛家やその荘官による直接関与を挟まずに実現された。この意味で、本相論における「新升」は、その基準性を保証する主体の変化、すなわち山上郷における荘園制的収受システムの刷新を象徴する性格を有したものと位置づけることができよう。

## 三 「升」承認の構造と地域社会

さて、永源寺―山上郷の間における相論に際して、史料中に見える、「小倉又次」は両者の仲介役として、「越中守幸実」は従来の郷升の基準性を担保してきた存在として、それぞれ史料上にその名が見えている。こうした性格を踏まえれば、永源寺・山上郷を取り巻く地域社会の中で一連の升に関する相論が有した意義は、一体いかなる位相にあると考えられようか。

まず、手始めに本史料における苑所ともなった「小倉又次」について検討したい。愛知郡・蒲生郡に勢力を有した小倉氏に関しては、新谷和之氏による六角氏家臣団の検討<sup>10</sup>の中で、観音寺城内における活動が認められず、在地城館をその活動の中心とした者の代表的存在として位置づけられたほか、昨年の小特集<sup>(一)</sup>において濱野未来氏がその性格を検討している。これらの成果と重複する部分も多いが、ここでは永源寺との関係性という点から改めて永源寺領における小倉氏の活動について確認しておきたい。

近江国湖東地域における小倉一族のうち、最も名が知られるのが、文明年間まで京極氏に仕えた小倉実澄<sup>11</sup>であろう。実澄は、京において

多賀高忠・飛鳥井雅親・飯尾宗祇といった文化人と交流したことも知られ、応仁の乱の勃発に際しては横川景三・桃源瑞仙などの五山詩僧らを永源寺へと庇護している。こうした関係から見て、小倉氏は六角氏の勢力拡大以前から永源寺と強い結びつきを有したとみて良く、その拠点には佐久良（蒲生郡日野町）に置かれたとされる。

さて、こうした実澄の系譜をひく、小倉氏を称した人物と永源寺との関係を明確に示す史料として、最も古いのが【史料1】である。

【史料1】<sup>13</sup>

当山諸寺庵領、雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>諸公事御免許御成敗<sub>一</sub>、寺納分減<sub>二</sub>往古<sub>一</sub>云々、太以不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、所詮在<sub>二</sub>々所々寺領分内、開<sub>二</sub>荒野<sub>一</sub>田地主事、如<sub>二</sub>町田・繩踏分<sub>一</sub>、盛<sub>二</sub>定徳分米<sub>一</sub>之処、及<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>輩在<sub>レ</sub>之者、作職別人<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>、或名代并作人請地内号<sub>二</sub>不見<sub>一</sub>者、縦前々雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>由緒儀<sub>一</sub>、類地共召放、以<sub>二</sub>古帳・目録坪付<sub>一</sub>、其在所之名主・沙汰人・百姓等召<sub>二</sub>出<sub>一</sub>之、尋搜、余人<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>、万<sub>一</sub>先名代盜売地在<sub>レ</sub>之者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>罪過<sub>一</sub>、早田地者還<sub>レ</sub>本、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>買徳之主失墜<sub>一</sub>、然間毎年就<sub>二</sub>寺納分<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>運上<sub>一</sub>、過<sub>二</sub>其年<sub>一</sub>有<sub>二</sub>未進<sub>一</sub>者、任<sub>二</sub>奉書旨<sub>一</sub>、急度可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>之者也、仍状如<sub>レ</sub>件、

永正八

三月廿六日

（伊庭貞隆）  
出羽守（花押）

小倉兵庫助殿

同右京亮殿

同左京進殿

飯高六ヶ寺

納所禪師

【史料1】では、永源寺領に関する諸公事免許に関して、免許がなされているにもかかわらず、寺納分の納入が減少していることに對し、改めて開墾地に対しても、町田や檢注分の如く、「徳分米」を設定することを指示し、これを拒否する者に対しては、作職権の剝奪を定めている。また、名代や作人として、その請地内に開墾地が存在しないと主張するものにおいては、他の請地と併せて追放し、古帳などの資料に基づき、当該地の名主や沙汰人・百姓等を召し出し、新たな名代や作人を設定することを指示する。

以上の内容を有する【史料1】において、小倉兵庫助・右京亮・左京進の各人は宛所として登場しており、同氏が永源寺・寺庵の「納所禪師」と並んで、寺領内における名主・沙汰人・百姓への年貢納入指示や名主職・作職の設定に深く関与していたということを読み取れる。一方、こうして永源寺膝下における地位を確立していた小倉氏は、天文年間に入るとその専横を強めていった。

【史料2】<sup>14</sup>

（六角定頼）  
（花押）

一、今度当寺領之間<sub>江</sub>、小倉長寿丸一代勘料申懸付而、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御尋<sub>一</sub>候処、先々惣国御免除之奉書令<sub>二</sub>出帯<sub>一</sub>云々、殊小倉左近助度々之代替不<sub>二</sub>相懸<sub>一</sub>之段言上、并伊豆守実詮<sub>小倉</sub>一札在<sub>レ</sub>之条、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>事、

（中略）

右条々、寺家宜<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>守<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>由、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候也、仍執達如<sub>レ</sub>件、

天文拾五年十二月八日

飯高六ヶ寺

## 同諸各庵中

【史料2】は、もと永源寺文書に含まれていたものと推察される史料であり、紙背に宮木賢祐・池田高雄の両名の花押を存することから、両者による奉書形式をとって発給された文書であると考えられる。永源寺文書中に同日付の宮木・池田による連署奉書<sup>15</sup>が存在することから、本状はその具体的な内容を指示する史料であると言えるであろう。

その内容としては、天文十五（一五四六）年、「小倉長寿丸」なる人物が永源寺領に対し、「二代勘料」をかけたことに關し、「惣国御免除之奉書」を帶して、永源寺より六角氏側への問い合わせが行われており、六角氏からは小倉左近助から何度も勘料賦課を実施しないと書上があったこと、従前からの小倉実詮による「一札」の内容を遵守することが確認されている。

こうした経緯からは、小倉一族の中でも比較的高位にあつたとみられる実詮・左近助などの上申・奉書による規定に対し、現地での代官業務にあつた同族の長寿丸は不当な課税を実施し、永源寺を困惑させていた、という構造を読み取ることができる。すなわち、この問題は一族内部の利害關係によつて、寺領に対する認識にレベル差があつたことを示す事例であると言えよう。ここでは、【史料1】の段階では名主・沙汰人・百姓などによる寺領内での違乱に対し、厳肅に対応しようとする方針を共有し得た小倉氏一族が、内部矛盾を抱え始める様相を示していると考えられる。こうした一族内部における亀裂は、永禄年間の和南合戦や佐久良合戦など、いわゆる「小倉の乱」<sup>16</sup>を通じて表出したものとみられ、小倉一族はその内部に生じた矛盾を解決し得ず、その勢力を減退させることとなつた。

ここまで、小倉氏の性格について確認してきたが、掟書土代の内容に立ち返れば、史料中における小倉又次の活動は、①相論に際して「相澄」、すなわちその裁定を証明する文書発給を行っている点、②新調された升を証拠として預け置かれていた点、の二点に大きく集約することができる。

こうした①・②の要素を踏まえれば、小倉又次は弘治年間の永源寺領において、永源寺―山上郷間における出入の仲裁・裁定を下す役割を担っていたと総括することができる。またその性格の淵源は実澄以来の小倉氏と永源寺との間での良好な關係性に基づくものと整理できよう。この意味で、永源寺と宛所の「又次」は協力的な關係性であり、同じ小倉一族内においても、先の【史料1】で見た小倉長寿丸とは異なる立場にあつた可能性が高い。また、こうした小倉氏の支配權行使の背景に、小倉氏の、六角氏権力に内包された在地国人層という性格があることも、以上の史料発給状況を通じて確認しておきたい。

次に、山上郷の郷升の基準性を従来保証してきた「越中守幸実」について検討したい。永源寺文書中においては、「山田越中守幸実」なる人物が某年十二月二十五日付で文書発給を行っている。

【史料3】<sup>17</sup>

就二三郷損免之儀地一、当郷石別式斗五升、御散用可<sup>レ</sup>有、為<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>御意一、如<sup>レ</sup>此令<sup>レ</sup>申候、恐惶謹言、

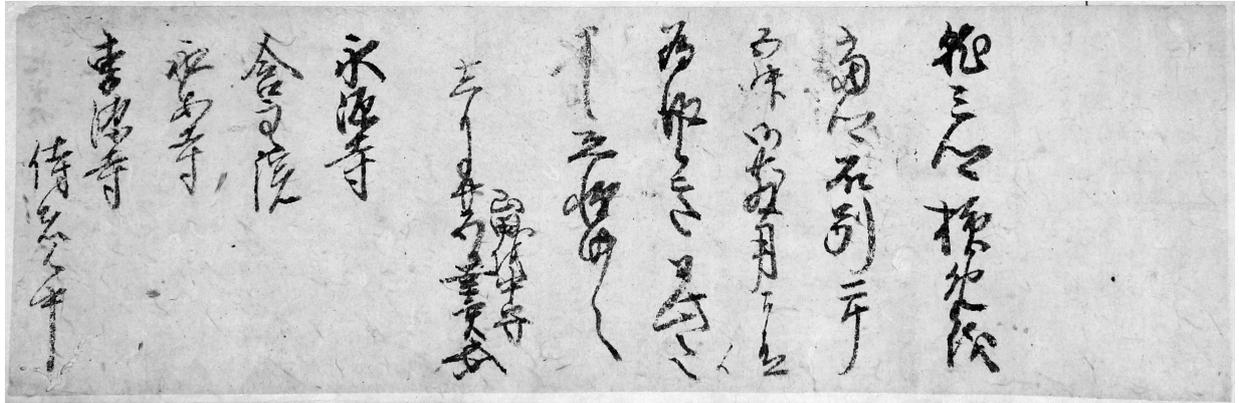
十二月廿五日 山田越中守

幸実（花押）

永源寺

含空院

永安寺



【史料3】12月25日山田幸実書状（函222・14）

曹源寺

侍者御中

ここにおいて、幸実は永源寺以下に対し、「三郷」における損免にあたって、山上郷では一石あたり二斗五升として算用を行うことを、「御意」として得たことを上表している。ここで「御意」の主体とされるのは、山上郷に莊園を設定していた、近衛家にあたるであろう。同家による戦国期莊園の運営体制を検討した湯川敏治氏によつて、山上郷における「公文」として「山田右京亮」、「代官」として「山田越中守」の名が見えることはすでに言及されており、【史料3】はこうした近衛家莊官としての山田氏の性格をよく示している。

こうして、近衛家莊官としての性格を有した山田氏は、一方で、升相論発生時における活動としては、永源寺・小倉氏の前にその名を見せず、一連の相論に関して関与している形跡が確認できない。

近衛家領の莊官としての性格から見て、不可解な状況は、山上郷の範囲における小倉・永源寺の影響力の増大、すなわちその背後に存在する六角氏権力の波及によるものとして理解しておきたい。

弘治年間以降の山田氏の動向については、山上郷において形成された地域的結合である「山上惣」に編入されたとみておくのがよい。

戦国期において「山上惣」が史料上初めて確認されるのは、天文九（一五四〇）年八月二十三日付の六角氏奉行人連署奉書<sup>20</sup>であり、同史料においては、「山上惣中」が宛所として永源寺領における徳政免除の旨を伝達されている。こうした史料における「山上惣」への言及からは、「山上惣」が地域的結合として実際に機能し、特定の地域単位として、六角氏から把握を受けていることが判明する。

こうした「山上惣」と山田氏との関係において、やや時期は下るも

の、天正元（一五七三）年十二月二十四日付の近江山上村荒野年貢定書<sup>21</sup>が参考になる。同史料では、天文十六（一五四七）年に「山上惣」と甲津畑衆との間で発生した堀越松木相論<sup>22</sup>において「惣分」に属する今井・大北・凶師といった一族らが、それぞれ連判に加わっている。このことから、天正期における山上郷の構造は、天文年間における地域的結合をその基盤に置くものと考えられる。同時期において「惣」構成員の中に山田氏の名が認められないことから、この時期の同氏が近衛家荘官としての立場を保ち、「惣」とは距離を置いた立場性にあつたことが想定されよう。

これに対し、天正元年の荒野年貢定書においては、「山田中務丞光清」や「山田蔵丞貞清」が花押を据えて連署しており、荘官として「惣」と別なる位相にあつた山田氏は山上村の中に同化するに至る。その過程には六角氏の衰退をはじめ様々な要因が存在することが想定できようが、天文期の「惣」と距離を置いた位置から、天正期における「村」への同化へ、本史料における弘治年間の山田氏の位相は荘官から名主・長への過渡期的位相を示したものと位置づけることができよう。

## おわりに

ここまで、永源寺文書に含まれる、弘治元年十一月九日付、永源寺某・含空院某連署掟書土代について、その内容を確認してきた。

その結果、掟書土代に登場する小倉又次は戦国大名家中に包摂される在地国人として、山田幸実は近衛家領柿御園山上郷の荘官としての性格を有したことが判明した。荘官によって公認された「升」の破損によって生じた相論においては、荘官としての権限に拠らない、小

倉・永源寺の判断によって「升」の更新が実現され、その基準性も両者によって保証されることとなった。すなわち、ここにおいて、山上郷における「升」承認の主体は荘官としての山田氏（近衛家）から在地国人としての小倉氏と永源寺へと移り変わったのである。

こうして、実質的な荘官機能を喪失することとなった山田氏においては「山上惣」との同化を強め、のちには近世村内部へと埋没していく。こうして山田氏が辿った一途は、近江湖東地域における近世村落形成の一類型として位置づけられる過程であろう。

山上郷における「升」承認過程の変容は、以上のようにして、荘園村落から近世村落への変節の道筋を示すのである。

## 注

- (1) 勝俣鎮夫「六角氏式目における所務立法の考察」（同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九六八年）。
- (2) 宮島敬一『戦国期社会の形成と展開』（吉川弘文館、一九九六年）。
- (3) 村井祐樹『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』（思文閣出版、二〇一二年）。
- (4) 新谷和之『戦国期六角氏権力と地域社会』（思文閣出版、二〇一八年）。
- (5) 深谷幸治「近江永源寺領における戦争と寺領保全」（小林一岳編『日本中世の山野紛争と秩序』同成社、二〇一八年）。
- (6) 藤田励夫「永源寺文書の伝来について——中世文書を中心に」（『古文書研究』五四号、二〇〇一年）。
- (7) 天正十二年八月一日杉原家次知行目録、『大日本古文書』浅野家文書、七号。
- (8) 村井祐樹「湖東の一用水相論から——南北朝期室町幕府における將軍足利義満の水論裁定 附・柿御園山上郷用水沙汰記録」（『国立歴史民俗博物館研究報告』二三四号、二〇二二年、改題の上、同『中世史料との邂逅——室町・戦国・織豊期の文書と記録』思文閣出版、二〇二四年に収載）。
- (9) 宝月圭吾『中世量制史の研究』（吉川弘文館、一九六一年）。なお「升」による中世後期の地域社会に対する検討としては、村田修三「地域耕と地域権力」（『史林』五五卷一、一九七二年）、稲葉継陽「中世社会の年貢収納耕」（同『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房、一九九八年、初出一九九三年）を参照した。

- (10) 新谷和之「六角氏における権力内秩序の形成と展開」(新谷前掲注4書、初出二〇一四年)。
- (11) 濱野未来「和南忠長・小倉実隆連署書状案」再考——永源寺文書における六角氏「新式目」をめぐる——(『立命館文学』六九〇号、二〇二四年)。
- (12) 小倉実澄による五山寺僧との交流に關連する論考としては、石丸正運「永源寺と五山詩僧」(『滋賀県立琵琶湖文化館研究紀要』四号、一九八六年)などがある。
- (13) 永正八年三月二十六日伊庭貞隆書下、永源寺文書、函二三三四・三三九(『戦国遺文』佐々木六角氏編(オンデマンド版)一七四号、以下、『遺』一七四号のように略記)なお、同日付で高祐・三上頼安らによる六角氏奉行人連署奉書の発給もみられる(永源寺文書、函二三三四・三四、『遺』一七三号)。
- (14) 天文十五年十二月八日六角氏奉行人連署奉書、「尊経閣古文書纂」、『遺』五八五号。
- (15) 天文十五年十二月八日六角氏奉行人連署奉書、永源寺文書、函二三三四・六六、『遺』五八四号。
- (16) 『瑞石歴代雜記』(永源寺所蔵写本、栗東町立歴史民俗資料館寄託を閲覧)なお、東京大学史料編纂所架蔵贍写本、二〇一五―一六〇二も存在)では永禄七(一五六四)年に「小倉右近大夫」が永源寺へ放火したことが記されており、關連して同年とみられる七月九日六角義弼書状(永源寺文書、函二三四・一三、『遺』九〇〇号)では、「当寺諸伽藍・各庵共」が焼失して

- いることが確認できる。
- (17) 永源寺文書函二二二・一四、なお『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』や『永源寺町史』永源寺編(永源寺町、二〇〇六年)では文明二(一四七〇)年に比定されるが、根拠不明であり、再考の必要があろう。
- (18) 湯川敏治「戦国期公家領荘園の運営機構——近衛家領の荘官をめぐる——」(『戦国期公家社会と荘園経済』続群書類従完成会、二〇〇五年、初出一九八六年)。
- (19) 『後法興院記』文明十八年七月二十四日条に「山上郷公文(父子)」とあるほか、湯川氏によれば、『雜事要録』同日条に山田右京亮・山田中務丞・同七郎の名がみえる。(前掲注18)。
- (20) 天文九年八月二十三日六角氏奉行人連署奉書、永源寺文書、函二三三四・二一、『遺』四八三号。
- (21) 笠松宏至・佐藤進一・百瀬今朝雄校注『日本思想大系 中世政治社会思想』下(岩波書店、一九八一年)庶民思想五三。ただし同書においては連署者が省略されるため、連署者の分析に關しては、『近江神崎郡志稿』上卷(滋賀県神崎郡教育会、一九二八年)八二五頁の翻刻文を参照した。
- (22) 同相論については、深谷弘典『永源寺町の史蹟と文化財』三(永源寺町郷土史会、一九八〇年)に詳しい。

(本学大学院博士課程前期課程)